

特別活動における社会の形成者としての資質の涵養について

—学級活動を視点にした考察—

長瀬 善雄*

要旨

世界は大きく変動し競争と共存・協力という世界状況のなかで、これまで以上に知の創造と絶えざるイノベーションを推し進め、国民一人一人の幸福を実現しつつ社会の発展を図っていくことが期待されている。我が国では、これまでにも知を文化とし、豊かな人間力を育成する人づくりによって、これに応えようとしてきた。しかし、昨今の社会の変化は、私たちの生活を向上させるとともに、もう一方では様々な問題をもたらしてきた。こうした状況のなかで大人へと育てていく児童生徒には、今まで以上の資質や能力が求められ、様々な課題や問題に対処し、その解決を図る力が求められている。社会が急激な変化を遂げる中であって、個人には自立して、また、自らを律し、他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力が一層求められている。このような人間関係形成を基盤とした豊かな集団生活が営まれる教育的環境の形成には、学校教育全体としての取組みによって形成されるべきことは言うまでもないが、特に人間形成を図ることを目的としている特別活動の充実は不可欠である。

そこで、本稿は集団活動を通して人間形成を図る特別活動の教育的意義を踏まえながら、特別活動を通して社会の求める形成者としての資質について考察する。

キーワード：合意形成，人間関係形成，自治的活動，学級活動（1）

はじめに

学校が学習指導のみならず生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて子供たちの状況を総合的に把握して指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体的に育む学校教育は、全ての子供たちに一定水準の教育を保障する平等性の面や全人教育という面などについて、諸外国から高く評価されている。例えば、OECDによる我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の児童生徒及び成人は、OECD各国の中でもトップクラスの成績であり、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し学校給食や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点が指摘されている¹⁾。また、文部科学省が全国の小・中学校において毎年実施している全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなどの全体的な底上げも確実に進んでいる²⁾。

同じく全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思うか」、「学校のきまり（規則）を守っているか」などの規範意識に関する質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は、9割程度と高い水準になっている³⁾。震災の際、略奪や暴動もなく、支援物資をもらうために混乱なく並ぶ姿

* 神戸女子大学非常勤講師

を世界が賞賛したという事例にも表れるように、日本人は礼儀正しく、勤勉で、道徳心が高いと考えられており⁴⁾、また、我が国の治安の良さは世界有数である⁵⁾。これは、全人格的な陶冶、社会性の涵養を目指す「日本型学校教育」⁶⁾の成果であると評価することができる。

現在、学校教育には学力の問題、生徒指導、学級経営などの課題が多く存在しているが、学力を向上させる土壌も学級生活での人間関係の問題を解決する土壌も学級にあるといっても過言ではない。どのように学級経営を充実させるか、そのためにどのように児童生徒の自発的、自治的な活動を行うか、いかにして教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係をはぐくんでいくか、喫緊の課題である。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっている。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場をもち、自己実現を図る望ましい人間関係づくりは極めて重要であり、教科学習、特別活動など学校生活のあらゆる場面で行われなければならない。自他の個性を尊重し、相手の立場を尊重し、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりは、豊かな集団生活が営まれる基盤となるもので、そのための学級や学校の教育的環境を形成することは極めて重要である。特に、学級活動は、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築き、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う重要な場となる。

I 集団活動における開発的な生徒指導の推進

1 集団活動における生徒指導の機能の発揮

学校はある面から見れば、個々の児童生徒の欲求と集団や社会からの要請とがぶつかりあう場であるといえる。児童生徒が「したい」と考えた行動がそのまま行わせても構わないことであれば、とりたてて指導することはない。しかし、そうでない場合には、それを制止したり規制したり、個々の欲求を調整したりする必要がでてくる。時には、その行動を適切なものに修正させる必要もでてくる。しかし、その時々行動を規制することが教育の主目的ということではない。適切なやり方を教え、児童生徒の行動が修正されていけば、それで教育の目的が達成されたと考えるわけにもいかない。また、児童生徒の行動が集団や社会の要請に従うものであれば、それで教育の役目は果たされたと考えるわけにはいかない。問題のある行動をその時点で正すことにとどまらず、児童生徒自らがその行動の適否について判断し、そうした行動を自ら進んで行わないというような児童生徒の内面に変化が生じるようにすることが教育の本来の目的といえる。叱責・罰則などによって問題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えない。あくまでも、児童生徒が自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていけるような資質や能力をはぐくんでいくことが、教育に課せられた課題であり、そうした教育活動において、生徒指導が中心的な役割を果たしている。

学習指導要領には、生徒指導に関する規定が置かれており、生徒指導の課題が示されている⁷⁾。例えば、中学校学習指導要領（平成29年告示）第1章総則の第4の1の(2)では、「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来にお

ける自己実現を図っていくことができるよう生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と示され、生徒が、自主（主体）的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるようにという、生徒指導充実の方向付けがなされている⁸⁾。平成20年9月発行の文部科学省の『中学校学習指導要領解説 特別活動編』では、特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることを、より一層明確にするため、目標に「人間関係」を加え、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。いうまでもなく特別活動は、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、学校行事、クラブ活動など様々な集団活動を通して目標が達成されるものであるが、その目標は生徒指導のねらいと重なる。具体的には自己指導能力⁹⁾、自己実現を図る態度や能力などである。また、生徒指導において培いたい資質として挙げられる自主性、主体性、自律性などは、特別活動で育成したい資質¹⁰⁾とも重なる。一人一人の児童生徒は、集団活動によって社会で自立するために必要な資質を身に付けることができるという、生徒指導の原理を集団活動において実現し、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる資質を培いたいものである。

II 社会の形成者としての資質の醸成

1 特別活動で培われる資質

(1) 個の尊重

人間は所属する集団における人と人との関係の中で人間形成を図っていくという側面がある。したがって、児童生徒の成長は、所属する集団の人間関係がどのようなものかによって大きく左右される場合が少なくない。所属する集団の人間関係が望ましいものでない場合には、例えば、いじめなどに見られるように、一部の児童生徒が排斥されたり、不登校のきっかけになったり、児童生徒一人一人のよさが十分に発揮されなかつたりするなどの問題が生ずることもある。これらのことを踏まえ、特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒が互いのよさや可能性を発揮し、よりよく成長できるような個が生きる集団活動を展開する必要がある¹¹⁾。ここでの「個」とは、自己中心的な閉じた個ではなく、集団から認められ、集団の中で自らのよさをよりよく発揮し、他者と協調できるような開かれた個である。また、個が生きるとは、児童が様々な集団活動を通して多様な他者との人間的な触れ合いの中で、自他のよさや可能性に気付き、理解し、そのよさや可能性を互いに認め合い、よりよく伸ばし合うとともに、自分への自信をもち、積極的に集団活動に生かしていくという意味である。特に、個性は集団の中において伸ばされていくものであり、多様な集団活動が展開される特別活動においては、より高い効果が期待できる。そのため、特別活動の指導に当たっては、共通の目標を追求するような様々な集団活動の場や機会をより多く設定したい。そのような集団活動を通して自他の個性について気付き、理解できるようにするとともに互いの個性を認め合い、自分への自信を高め、自分のよさや可能性を学級や学校生活の中で生かされる。様々な集団活動を通して、以下のような児童生徒の姿を想定し、社会の形成者としての資質を醸成したい¹²⁾。

- ・活動の目標を全員でつくり、その目標について全員が共通に理解している。
- ・活動の目標を達成するための方法や手段などを全員で考え、話し合い、協力して実践している。
- ・一人一人が役割を分担し、その役割を全員が共通に理解し、自分の役割や責任を果たしている。
- ・活動の目標について振り返り、次の活動に生かしている。
- ・一人一人の自発的な思いや願いが尊重され、互いの心理的な結び付きがある。
- ・所属感や所属意識、連帯感や連帯意識が生まれている。
- ・集団の中で互いのよさを認め合うことができ、自由な意見交換ができる。

(2) 多様な集団活動における相互理解

特別活動のねらいの一つに、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする態度や能力の育成がある¹³⁾。これは、自己の所属する様々な集団に所属感や連帯感をもち、集団生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度や能力のことで、児童生徒が将来において、社会的な自己実現を図るために必要とされる達成すべきねらいの一つといえる。日々の生活や学習を共にする同年齢の児童生徒の人間関係、学級を離れた同年齢の人間関係、異年齢の集団活動を行う際の人間関係など、様々な人間関係の中で、児童生徒同士が協力し合って生活づくりや生活問題の解決に取り組んだり、生活や学習への適応などに関する学習に取り組んだりしている。だが、現実には集団生活の場において、個々の人格が軽視されたり、無視されたりすることがあり、誤解や対立が生じている¹⁴⁾。そういう諸刃の剣の性格をもつ集団活動ではあるが、集団活動の目標達成の過程において、人間関係の葛藤や寛容性、役割や責任などの経験は、社会人として自立していく重要な資質となる。

(3) 自主的、自治的な取り組み

特別活動においては、望ましい共同生活を築くために児童生徒相互が協力し合って、活動の目標を設定したり、自分の役割や責任を進んで遂行したりする。同時に、児童生徒は実際に直面している諸問題への対応や解決の仕方について実践的、体験的に学ぶ。このような活動を通じて、児童生徒は、自分がいかに行動すればよいかを深く考えたり、感情や衝動を自ら制御して、自ら決定した行動を状況に応じて着実に遂行したり、実行可能な方法をとったりする自主的、実践的な態度が伸長される。特別活動の目標に明示されているように、「自主的、実践的な活動」を行うことは、特別活動の全ての内容に共通している。その上で、「自発的、自治的な活動」は、「自主的、実践的」であることに加え、目的をもって編制された集団において、児童生徒が自ら課題等を見だし、その解決方法などについての合意形成を図り、協力して目標を達成していくという意味合いをもつ。児童生徒の自発的、自治的な活動を特質としている内容は、学級活動の「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」、「児童会・生徒会活動」、「学校行事」などがその主なものであり、なかでも「学級活動(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」は、特別活動における自発的、自治的な活動の基本となるものである¹⁵⁾。特に、「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。」の指導がその中心となる。例えば、中学校のきまりには学校の実態に応じて生徒指導上

必要とされるきまりなどがあり、また、生徒会規約や生徒会活動の目標達成に必要なきまり、学級の目標の達成や当番や班活動などに関わるきまりのように、生徒自らが学級や学校におけるよりよい生活のために定めるきまりもある。生徒自らが自分たちの話し合い活動により適切なきまりをつくり、それを守る活動は、まさしく自発的、自治的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の合意形成に主体的に関わり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒は集団の形成者としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていくのである。

(4) 人間としての生き方

人は実社会において目的を達成するため、また、自己実現を図るために様々な集団に所属したり、集団を構築したりする。その中で様々な困難や障害を克服し、自分を磨き人間性を高めている。したがって多様な集団に所属し、その中でよりよい人間関係を形成しようとしたり、よりよい集団や社会を構築しようとしたり、自己実現を図ろうとしたりすることは、正に学び続ける人間としての在り方や生き方と深く関わるものである。この人間として生き方にかかわる文言は、中学校では、平成元年の中学校学習指導要領の改訂で新たに付加された¹⁶⁾。中学生の時期は、親への依存から離れ、自らの行動は自ら選択決定したいという独立や自立の要求を高めていく。同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始める。また、様々な人々の生き方にも触れて人間がいかかに在るべきか、いかかに生きるべきかについても考え始めるようになる。そのような時期に発達的な特質をとらえ、様々な集団活動を通して自己の判断力や価値観を養い、主体的に物事を選択決定し、責任のある行動ができるよう、人間としての生き方について自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を十分に培っていく必要がある。

児童生徒の学校生活は、教育的な意味をもつ多くの活動から成り立っている。特に、学校行事は、学校の教育活動全体において固有の位置を占めており、児童期や青年期の人間形成にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしている¹⁷⁾。学校行事は、全校または学年を単位として行われる実践的な活動で、この自主的で実践的な活動を通して学級単位で行われる日常の学習では、得ることのできない貴重な体験を与える。例えば、年長や年少の友達と交流する経験、学級担任ではない教師の指導を受ける経験、より大きな集団への連帯感を培い所属感を高める体験、大きな集団のなかで自分の役割を自覚し、他人を尊重し、協力し、望まし集団行動を身に付ける体験などである。こうした経験を通して、児童生徒は、自主性、責任感、協調性や連帯感といった自立した社会人として生きていくうえで、身に付けていかなければならない社会的能力、態度を形成する。

Ⅲ 学級活動を通した社会的資質の育成

学級活動は、自治と文化の創造を核とする生活づくりの活動である特別活動の基盤として、学校生活の基本単位である学級生活の内実をつくり上げるという役割を担っている。学級活動においては、子どもたちの学校生活の基盤である学級を学校文化の創造の基点ととらえ、子どもと教師の協働による自治的活動として、学級文化の創造に資する活動を展開する。これによって、子どもたちが仲間を見つけ、協力し合うこと、集団の構成員として他のメンバーの役に立つこと、何かを創って表現すること、居場所を見つけることなどの喜びを実感し、共同意識が形成されていく。

1 自発的、自治的な活動としての学級活動

学級活動の内容の重点化を図る際の機軸となるのは、自発的、自治的活動の活性化である。1997年に報告された文部省の「特別活動実施状況調査」によれば、教師が学級活動の指導において自発的、自治的な活動を重視するという意識は高いものの、児童生徒の資質・能力・態度等の実態において、自発的、自治的な活動が概ね満足できる状態にあるとする判断する割合は低いことが判明した。このような状況を踏まえ、2008年の改訂学習指導要領、また、2017年の改訂学習指導要領において、社会に参画する態度や自治的能力の育成が重視され、子どもたちがよりよい学級や学校生活を目指して、諸問題の解決に自発的、自治的に取り組む活動として、「学級や学校の生活づくり」を学級活動の基盤を成すものと位置付けている¹⁸⁾。特別活動における自発的、自治的活動とは、子どもたちが自らの意志で学級・学校生活の充実と向上のために多様な集団を作り、共通の課題をみつけ、その課題の達成に向けて集団として取り組む生活づくりの実践過程である。その過程における個と集団の矛盾や対立を経て解決していく経験を通して自治能力が形成される¹⁹⁾。この自治能力を中核として社会的存在である人間に不可欠な人と人がつながり、社会を運営し、変革する力としての社会力が形成される。また、集団における他者との多様なかわりの中で、他者とは異なる自分らしさの価値に気づき個性が形成される。このように自発的、自治的活動は社会における個性的存在として生きる人間にとって不可欠の要素である。

学級活動が子どもたち自身の生活づくりの過程として意識化されるためには、「学級活動(1)」では、【問題の発見・確認】－【話し合い・合意形成】－【実践】－【振り返り】の学習過程が重要な条件となる。その理由として、【問題の発見・確認】においては、取り組むべき課題が学級生活の改善目的として明確化され、学級全体で活動の目標、実施方法、役割、結果とその価値などが共通に理解されることになるからである。つまり、主体者意識の形成には欠かせない学習過程である。【話し合い・合意形成】においては、活動の計画、実施、評価、改善のサイクルの過程に自由と責任が確保されることになるからである。【実践】においては、いうまでもなく活動状況に応じて、その結果が随時、具体的な形となって表され、目標達成の成否にかかわらず相応の達成感が得られる。まさに、「なすことによって学ぶ」ということである。【振り返り】においては、活動の結果、確実に成果として感じることで、また、課題として挙げられることを整理することにより、次への動機づけがなされるからである。

学級において、こうした活動を低学年から積み重ねていくことが、様々な集団活動における自発的、自治的な活動を効果的に展開する上で基盤となるものである。指導に際しては、放任に陥ったり、一方的な指導になったりすることがないように配慮する必要がある。

2 「学級活動(1)」で培われる資質

特別活動は多様な他者との様々な集団活動を行うことを基本とし、そこでの「話し合い」を全ての活動において重視してきた。学級活動や児童・生徒会活動の自治的な活動においては、学級や学校における生活上の課題を見だし、解決するために合意形成²⁰⁾を図ったり、意思決定したりする中で他者の意見に触れ、自分の考えを広げ、課題について多面的・多角的に考え実践することが大切にされてきた。なかでも学級活動は、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。例えば、学級活動を通して支持的風土の土壌が育まれた事例などは、それに当た

る。学級活動は共に生活や学習に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級」で行われる活動で、学級生活の充実と向上に向け、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働的に実践したり、個々の児童生徒が当面する諸課題などについて自己を深く見つめ意思決定をして実践したりすることによって、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものとされる。

特に、「学級活動（1）」の内容は、主として自発的、自治的な集団活動の計画や運営に関わるものとなっており、学級としての議題選定や解決するために話し合い、多様な意見を生かして合意形成を図り、協働して実践することができるようになることを重視している。つまり、児童生徒が見いだした課題について、一人一人の思いや願いを意見として出し合い、互いの意見の違いや多様な考えがあることを大切にしながら、学級としての考えや取り組むことについて合意を形成して決定するというのである。また、合意形成したことについて必要な役割や仕事を決めたり、それらを全員で分担したりして協力してやり遂げることを意味しているのである。そして、合意形成の過程において、児童生徒は、一人一人の思いや願いを大切にしながら意見を出し合い、共通点や相違点を確認したり、分類したり、共通の視点をもってくらべ合ったりしながらよりよいものを選んだり、意見の違いや多様性を生かしたりして、学級としての考えをまとめたり決めたりして「合意形成」を図る経験を積み重ねていく。このような経験を通して、合意形成の手順や活動の方法を身に付け、他者と協働しながら日常生活の向上を図ろうとする態度が養われるのである。

3 兵庫県高砂市立荒井小学校における話し合い活動の取組み

話し合い活動は、学級活動の中心的な活動形態である。特に、学級活動「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」において中心的な役割を果たす。話し合い活動においては、各学校が求める資質・能力を育成するため、全教職員の共通理解の下で小学校の6年間を見通した計画的な指導が行われるようにすることが重要である。兵庫県高砂市立荒井小学校は、2017年度より研究の柱の一つに特別活動を位置づけ、「学級活動（1）」の活動を中心に、その取組みを進めている。特に、話し合い活動の質の向上を図るため、学年発達に応じた学級会の在り方、話し合い活動の指導の在り方、培いたい資質・能力などについて授業研究を通して明らかにしようとしている。

(1) 学校独自の「指導基準」に基づく話し合い活動

<低学年の指導>

- ・ 友達の意見をよく聞いたり自分の意見を言えるようにしたりして、学級生活を楽しくするための合意形成が図られるようにする。
- ・ 教師が話し合いの司会の役割を受け持ち、記録についても担当するなどして話し合いの進め方ができるようにする。
- ・ 司会や記録の役割の一部を児童に任せ、教師の助言を受けながら話し合いの進め方ができるようにする。
- ・ 事前に自分の考えをもって参加し、あらかじめ示された話し方や手順に従って話し合いに参加できるようにする。
- ・ 互いの意見をよく聞いたり、気遣ったりして、仲よく助け合って話し合いを進められるように配慮する。

- ・学級の実態によっては、話し合い活動の計画を作成する計画委員会を組織して運営に当たることができるようにする。

<中学年の指導>

- ・異なる考えなどについてもしっかりと聞いたり、理由を明確にして意見を言えるようにしたりして、合意形成が図られるようにする。
- ・段階を踏みながらできるだけ自分たちの力で学級会を運営できるようにする。
- ・異なる意見にも耳を傾け、公平に判断するなど折り合いを付けて集団決定できるようにする。
- ・計画委員会は輪番で担当し、教師が助言しながら全員が経験できるようにする。
- ・中学年では、話し合い活動の計画を作成する計画委員会を設け、これらの役割を十分に指導しながら、少しずつ話し合いが主体的にできるようにする。
- ・自分の考えと異なる意見に決まっても、気持ちよく協力することの大切さについて、実践を通して理解できるように配慮する。

<高学年の指導>

- ・児童が活動計画を作成し、役割を分担して話し合いを自主的に進めることができるようにする。
- ・自分の言葉で話せるようにしたり、建設的な意見が言えるようにしたり、意見の発表方法を工夫したりするなどして、よりよい合意形成が図られるようにする。
- ・多様な意見のよさを積極的に生かし、信頼し、支え合って話し合い活動が進められるようにする。
- ・司会や記録、話し合いの形態や進め方などを工夫して効率的、計画的に話し合いが進められるようにする。
- ・学級のことにとどまらず学校生活全体にかかわることも取り上げられるよう助言する。
- ・よりよい集団決定ができるように様々な合意形成の方法を示す。
- ・身に付けた話し合いの知識や技能が他の諸活動においても活用できるよう助言する。
などを示して共通実践を図っている。

また、「話し合い活動」においては、学校が目標として示している資質・能力を全教職員が共通理解し、共通実践できる体制をつくることも重要である。兵庫県高砂市立荒井小学校では、児童向けに作成した『話し合いの手引き』を活用し、6年間を見通した計画的な指導ができるようにしている²¹⁾。

おわりに

社会が急激な変化を遂げる中であって、個人には自立して、また、自らを律し他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力が一層求められている。子どもたち自身が社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たちにあるという、公共の精神をどのように醸成するか、また、一人一人が主体的に行動するという、社会の形成者にふさわしい資質や能力をどう身に付けさせるか、その取組みに期待するところである。その取組みにおいてもつべき視点は、「自己と社会」を学ぶ視点である。理由は、単に知識やスキル、断片的な資質や能力を寄せ集めただけでは、真に現実社会を理解することにはつながらないからである。児童生徒が身に付けた知識や技能とその実践が、社会とのつながりを実感できた時、社会の形成者としての資質や能力たり得るからである。そのためには、「他者とのかかわり」、「集団と

のかかわり」,「社会や地域とのかかわり」,「自然や崇高なものとのかかわり」などの具体的な視点をもって,体験的な活動を設定したり,振り返ったりして,「自己と社会」とのつながりを考える機会を保障したい。

注

- 1) OECD「Education Policy Review of Japan」(平成 30 (2018) 年 7 月 27 日)及び OECD「国際成人力調査 (Programme for the International Assessment of Adult Competencies : PIAAC)」(平成 25 (2013) 年 10 月 8 日)
- 2) 文部科学省・国立教育政策研究所「平成 31 年度 (令和元年度) 全国学力・学習状況調査報告書」
- 3) 「平成 31 年度 (令和元年度) 全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において,「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して「当てはまる」,「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学 6 年生の割合は 95.2%, 中学 3 年生の割合は 94.4%, 「学校のきまり [規則] を守っていますか」という質問に対して「当てはまる」,「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学 6 年生の割合は 92.4%, 中学 3 年生の割合は 96.1% だった。(文部科学省・国立教育政策研究所「平成 31 年度 (令和元年度) 全国学力・学習状況調査報告書」)
- 4) 統計数理研究所「日本人の国民性調査 (第 13 次調査)」(平成 27 (2015) 年 2 月)によると,日本人の長所として挙げられるものを具体的な 10 個の性質の中からいくつでも選んでもらったところ,“勤勉”,“礼儀正しい”,“親切”を挙げる人が 7 割を超えた。
- 5) 法務省「令和元年度版犯罪白書」によると,日本における殺人,強盗,窃盗等の発生件数・発生率は,フランス,ドイツ,英国,米国に比して最も低い。
- 6) 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す,個的最適な学びと,協働的な学びの実現～(答申)令和 3 年 1 月 26 日。
- 7) 平成 28 年の答申に基づき,平成 29 (2017) 年に新しい幼稚園教育要領,小学校学習指導要領,中学校学習指導要領,特別支援学校幼稚部教育要領,特別支援学校小学部・中学部学習指導要領,平成 30 (2018) 年に新しい高等学校学習指導要領,平成 31 (2019) 年に新しい特別支援学校高等部学習指導要領が公示され,幼稚園は令和元 (2019) 年度,小学校等は令和 2 (2020) 年度,中学校等は令和 3 (2021) 年度から全面実施され,高等学校等は令和 4 (2022) 年度から年次進行で実施された。
- 8) 現行の学習指導要領第 5 章の第 1「目標」で,次のとおり示している。集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ,様々な集団活動に自主的,実践的に取り組み,互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して,次のとおり資質・能力を育成することを目指す。(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し,行動の仕方を身に付けるようにする。(2) 集団や自己の生活,人間関係の課題を見だし,解決するために話し合い,合意形成を図ったり,意思決定したりすることができるようにする。(3) 自主的,実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして,集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに,人間としての生き方についての考えを深め,自己実現を図ろうとする態度を養う。
- 9) 独立した人間として自主的に判断し,主体的・自律的に行動し積極的に自己を生かしていくことができる力。坂本によれば,「その時,その場でどのような行動が適切か,自分で考えて,決めて,実行する能力」としている。(坂本昇一「生徒指導の機能と方法」文教書院,1990, pp.16-20)
- 10) 現行の学習指導要領には,「特別活動において育成を目指す資質・能力や,それらを育成するための学習過程の在り方を整理するに当たっては,これまで目標において示してきた要素や特別活動の特質,教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して,「人間関係形成」,「社会参画」,「自己実現」の三つを視点に整理した。」と示されている。文部科学省「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 特別活動編」p7。
- 11) 学習指導要領の改訂に関する「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導

- 要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28（2016）年12月21日中央教育審議会。この平成28年答申において、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めていくことが重要であり、子供一人一人の発達を支え、資質・能力を育成するという観点から、その意義を捉え直し、充実を図っていくことが必要であるとされている。特に新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視する必要があるとされている。
- 12) 新学習指導要領において育成を目指す資質・能力のうち、「学びに向かう力、人間性等」については、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等を育成することとされている。また、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされている。
 - 13) 「(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。」中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編 平成29年7月。p11.
 - 14) 令和元（2019）年度の小中学校におけるいじめの認知件数は591,069件、重大事態の発生件数は593件とそれぞれ過去最多で近年は増加傾向にある。暴力行為の発生件数については令和元（2019）年度は72,132件であり、過去5年間の傾向として小学校における暴力行為が大幅に増加している。
 - 15) 『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編 平成29年7月』には「学級や学校の生活上の諸問題を話し合って解決することや他者と協働して取り組むことの大切さを理解し合意形成の手順や活動の方法を身に付けるようにする。学級や学校の生活をよりよくするための課題を見いだし解決するために話し合い、多様な意見を生かして合意形成を図り協働して実践することができるようにする。生活上の諸問題の解決や協働し実践する活動を通して身に付けたことを生かし、学級や学校における人間関係をよりよく形成し、他者と協働しながら日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。」と示されている。
 - 16) 文部省『中学校指導書 特別活動編』（平成元年7月）。p13. において、「人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」は、今回の改訂によって新たに付加されたもの」と示している。
 - 17) 大石は「生徒指導を基盤とした特別活動改革への提言」において「これからの学校行事は、個と集団、創意と定型、新しさと伝統、自由と秩序、成就と挫折などを複雑に交差させながら、さらに積極的に展開されるべきである。」とその役割を指摘している。
 - 18) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」平成20年8月、では、特別活動の改善の基本方針として、「特別活動については、その課題を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るといふ特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。」としている。また、文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」では、学習指導の改善・充実として、「小学校、中学校ともに、学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ることとした。」と明示されている。
 - 19) 「集団生活において自分の責任と義務を果たし、自分の意志を集団に反映させる能力」。近藤健一郎「自発的、自治的活動」日本特別活動学会編『キーワードで拓く新しい特別活動』東洋館出版社、2000年、p18.
 - 20) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」において、「合意形成」という言葉を登場させ、様々な集団での活動を通して自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視し、よりよく解決するために話し合っ合意形成し実践することの重要性を明確化している。
 - 21) 学級会のもつ意味や議題の選定の仕方、計画委員会の進め方、学級会の進め方などについて児童にわかりやすく説明した手引き。長瀬善雄監修・兵庫県高砂市立荒井小学校編集『話し合いの手引き』、令和4年

参考文献

- OECD「Education Policy Review of Japan」(平成30(2018)年7月27日)及びOECD「国際成人力調査(Programme for the International Assessment of Adult Competencies: PIAAC)」(平成25(2013)年10月8日)
- 文部科学省・国立教育政策研究所「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査報告書」
- 統計数理研究所「日本人の国民性調査(第13次調査)」(平成27(2015)年2月)
- 法務省「令和元年度版犯罪白書」
- 片岡徳雄編著『学校子ども文化の創造』金子書房, 1979年.
- 細谷俊夫他編『新教育大事典』第一法規, 1990年.
- 新富康央編著『小学校・新学習指導要領の展開・特別活動編』明治図書, 2008年.
- 林尚示編著『特別活動』(教職シリーズ/新井邦二郎, 新井保幸 監修5)培風館, 2012年.
- 宇留田敬一編『特別活動の基礎理論と実践』明治図書出版, 1992年.
- 文部科学省初等中等教育局『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2011年.
- 文部科学省『生徒指導提要』教育図書, 2010年.
- 日本特別活動学会 監修『キーワードで拓く新しい特別活動: 小学校・中学校・高等学校学習指導要領対応〔新訂〕』東洋館出版社, 2010年.
- 原清治・檜垣公明『深く考え, 実践する特別活動の創造: 自己理解と他者理解の深まりを通して』学文社, 2009年.
- 大石勝男『生徒指導を基盤とした特別活動改革への提言』文教書院, 1987年.
- 加澤恒夫『教育人間学的視座から見た「特別活動と人間形成」の研究』大学教育出版, 2009年.
- 文部科学省『小学校学習指導要領(平成20年3月)』東京書籍, 2008年.
- 文部科学省『中学校学習指導要領(平成20年3月)』東山書房, 2008年.
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説, 特別活動編(平成20年8月)』東洋館出版社, 2008年.
- 文部科学省『中学校学習指導要領解説, 特別活動編(平成20年9月)』ぎょうせい, 2008年.
- 相原次男・新富康央・南本長徳編『シリーズ現代の教職9 新しい時代の特別活動—個が生きる集団活動を創造する—』ミネルヴァ書房, 2012年.
- 佐々木正昭「特別活動の予防的開発的生徒指導としての役割についての考察」, 『日本特別活動学会紀要』第16号, pp.15-20, 2008年.
- 杉田洋『よりよい人間関係を築く特別活動』, 図書文化社, 2009年.
- 高旗正人・倉田侃司『新しい特別活動指導論』ミネルヴァ書房, 2004年.
- 山口満編『新版 特別活動と人間形成』学文社, 2001年.
- 山田真紀「フランスの学校における教科外教育」, 武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展—フランス・ドイツ・イギリス—』東信堂, 2007年.